

苫小牧市

消費生活条例



平成20年4月1日施行

< 条例制定の背景と目的 >

近年、私たち消費者を取り巻く社会は、情報技術の向上、少子高齢化の進行、規制緩和による経済構造の変革などにより、大きく変化し、消費者が受ける被害も複雑・多様化してきています。このような状況に的確・迅速に対応し、消費者の権利を尊重するとともにその自立を支援し、消費生活の安定と向上を図るため、「苫小牧市消費生活安定条例」を「苫小牧市消費生活条例」に名称変更し、全面改正を行いました。

条例の構成

苫小牧市消費生活条例

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 基本理念
- 第3条 市の責務
- 第4条 事業者の責務
- 第5条 事業者団体の役割
- 第6条 消費者の役割
- 第7条 消費者団体の役割
- 第8条 市、事業者、消費者等の協力
- 第9条 他の地方公共団体等との協力

第2章 安全の確保、取引の適正化

- 第10条 安全を害する商品等の供給禁止等
- 第11条 安全を害する商品等に係る調査、勧告等
- 第12条 危害を防止するための公表
- 第13条 表示の適正化等
- 第14条 計量の適正化
- 第15条 包装の適正化
- 第16条 不当な取引行為の禁止
- 第17条 不当な取引行為に係る調査、勧告等
- 第18条 生活必需品等の選定等
- 第19条 特定生活必需品等の指定等
- 第20条 立入調査等
- 第21条 公表

第3章 自主的な消費生活の支援

- 第22条 情報の収集及び提供
- 第23条 消費者教育の推進
- 第24条 消費者団体の自主的な活動の促進
- 第25条 意見等の反映

第4章 消費者被害の救済

- 第26条 苦情相談等への対応
- 第27条 訴訟の援助

第5章 苫小牧市消費生活審議会

- 第28条 苫小牧市消費生活審議会

第6章 雑則

- 第29条 委任

第1条 目的

事業者は、多くの場合十分に研究した特定の商品等を販売する立場から、消費者と比べて専門的知識や情報等が多く、また交渉力においても格差があります。

このような消費者と事業者との間の情報力及び交渉力の格差を踏まえ、消費者の主体的活動への支援、適正な事業活動の確保、消費者の被害救済等により、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的としています。

第2条 基本理念

市、消費者及び事業者等は、相互の協力と信頼を基調として、次に掲げる事項について、消費者の権利の確立を図るものとします。

- 1 消費者の安全が確保されること
- 2 事業者が供給する商品及び役務(以下「商品等」という)について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること
- 3 消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されること
- 4 消費者の意見が消費者施策に反映されること
- 5 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること

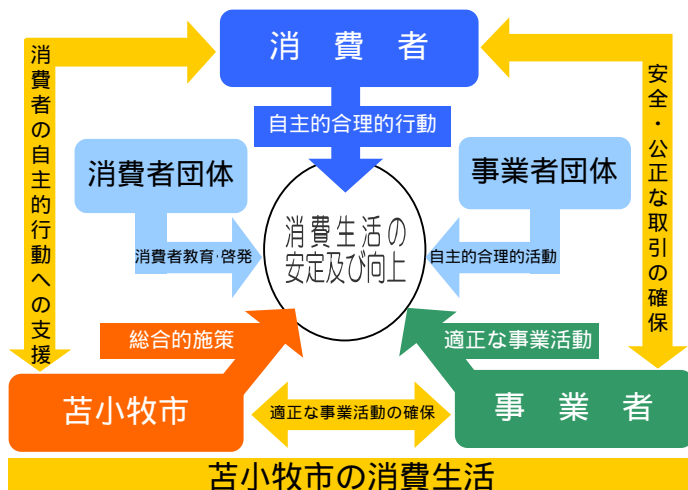
第3条～第9条

市及び事業者の責務、事業者団体・消費者及び消費者団体の役割

市、消費者、事業者等のそれぞれの責務・役割などを規定しています。

●市の責務(第3条)

基本理念にのっとった施策を環境の保全に配慮しながら策定・実施



● 事業者の責務 (第4条)

消費者の権利の尊重と消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮

消費者の安全、公正な取引の確保と消費者との間に生じた苦情を適切・迅速に処理するための体制整備に努め、苦情を適切に処理

消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供し、事業活動を通して知り得た個人情報適切に取扱う。

市が実施する施策への協力

法令の遵守とその事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成し、消費者の信頼を確保するよう努める。

商品等に関し環境の保全に配慮

● 事業者団体の役割 (第5条)

- ・ 事業者の自主的取り組みを尊重し、事業者と消費者との間に生じた苦情処理体制の整備
- ・ 事業者自らが遵守すべき基準の作成をする際の支援
- ・ その他消費者の信頼を確保するために自主的な活動

● 消費者の役割 (第6条)

自ら消費生活に関する知識を深め、自主的かつ合理的に行動するよう努める

市が実施する消費者施策への協力と消費生活の安定・向上に積極的な役割を果たすよう努める。

消費生活に関し環境の保全、知的財産権等の適正な保護に配慮

● 消費者団体の役割 (第7条)

消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努める。

● 市、事業者、消費者等の協力 (第8条)

市、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体は、相互協力により、それぞれの責務・役割を果たすよう努める。

● 他の地方公共団体等との協力 (第9条)

他の地方公共団体、関係行政機関に対し、情報の提供、調査の実施その他の協力の依頼

他の地方公共団体、関係行政機関が実施する消費者施策について、情報の提供、調査の実施等の協力の依頼があった場合は、これに応じる。

条例の内容

第2章 安全の確保、取引の適正化等(第10条~第21条)

第10条~ 第12条

安全を害する商品等の供給禁止等、調査・勧告・公表等

- 事業者 危害を及ぼす商品等の供給禁止(第10条第1項)
商品等が危害を及ぼす恐れが明らかになったときは、その旨を公表し、供給中止及び回収等の措置を講じる(第10条第2項)
- 市長 危害防止のための調査(第11条第1項~第2項)
危害を及ぼし、又は及ぼす恐れのあるときの事業者への供給中止・回収などの指導・勧告(第11条第3項)
重大な危害で緊急の必要があるときは、被害の拡大防止のため、商品・サービス名などの公表(第12条)

第13条~ 第15条

表示・計量・包装の適正化等

- 事業者 広告・宣伝の適正化(第13条第1項)
商品等について、価格、内容、品質、取扱方法、保証期間等の適正な表示に努める(第13条第2項)
計量の適正化(第14条)
過大・過剰な包装を行わないよう努める(第15条)



第16条~ 第17条

不当な取引行為の禁止、調査・勧告等

- 事業者 不当な取引行為の禁止(第16条)
- 市長 不当な取引行為に関する調査・指導・是正勧告(第17条)

禁止される不当な取引行為

- (1) 販売目的隠匿・重要情報不提供・誤認情報提供等による不当勧誘行為
- (2) 威迫・困惑等による不当勧誘行為
- (3) 不当な契約内容を定める行為
- (4) 不当な履行強制行為
- (5) 不当な履行拒否・履行遅延行為
- (6) 不当な解除権行使等の妨害

次ページで詳細が載っています。

第18条~ 第19条

(特定)生活必需品等の選定(指定)等

- 市長 日常生活に特に必要な商品等の価格動向及び需給状況調査、情報提供商品・サービスなどの不足や価格の著しい上昇があるとき、特定商品として指定、調査

第20条~ 第21条

立入調査と公表

- 市長 危険な商品等(第11条)・不当な取引行為(第17条)・特定生活必需品などについての事業所への立入調査(第20条)
勧告等に従わない場合は、その旨を公表(第21条)

不当な取引行為とは？

消費生活条例第16条第1号から第6号までの6つの類型に分けて不当な取引行為を規定しています。事業者は、消費者との間で行う商品やサービスの取引に関して、次の1～6に該当する行為を行ってはけません。

1 販売目的隠匿・重要情報不提供・誤認情報提供等による不当勧誘行為

商品等の内容や取引条件等に関して、誤解を招くような情報を提供したり、重要な情報を提供しなかったりして契約を締結させること



- 販売目的を告げずに「無料で点検です」などと言って家に上がり込み、点検した後、工事や商品購入の契約を結ばせること
- 一般家庭でも消火器の設置が義務付けられていると偽り、商品を購入させること

2 威迫・困惑等による不当勧誘行為

消費者を脅したり、執拗に説得したり、心理的に不安な状態に陥らせて勧誘し、又は消費者の知識不足に乗じて契約を締結させること



- 午後9時を過ぎて、何の予告もなしに突然消費者宅を訪問し、「帰ってください」と消費者が言っているにも関わらず、商品の購入をせまること

3 不当な契約内容を定める行為

事業者が当然負うべき責任を免除する、高額な損害賠償金を定める等、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約をさせること



- クーリングオフが認められる商品であるにも関わらず、「クーリングオフは不可」と契約書に記載すること

4 不当な履行強制行為

契約の締結により生じた消費者の債務の履行に際して、脅威や威圧的な言動により、履行を強制すること



- 「今すぐ代金を支払わないと信用情報機関のブラックリストに載せる」と言って、根拠のない有料サイト利用料の支払いを強要すること

5 不当な履行拒否・履行遅延行為

事業者が、契約の締結により生じた履行義務を、意識的に回避・拒否したり、遅延させたり、一方的に取引内容を変更したり、履行を中止すること



- インターネットでコンサートのチケットの購入を申し込み、代金も指定日までに振り込んだ消費者に対し、指定日なってもチケットを送付しないこと

6 不当な解除権行使等の妨害

消費者からのクーリング・オフ等の契約の撤回などの申し出を不当に拒否し、契約の成立・存続を強要すること、又は有効に行われたクーリング・オフ等により生じた債務の履行を不当に拒否したり遅延させること



- 訪問販売により、床下換気扇の取付工事の契約を結ばせ、即日工事を施工。翌日、消費者がクーリング・オフを申し出ると「復旧工事は有料になる」と説明し、クーリング・オフの行使をあきらめさせること

条例の内容

第3章 自主的な消費生活の支援(第22条~第25条)

第4章 消費者被害の救済(第26条~第27条)

第22条 情報の収集及び提供

自主的・合理的な消費生活を営むために必要な情報を収集し、消費者への提供に努める。



第23条 消費者教育の推進

消費者が自主的・合理的な行動ができるよう学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通じて消費者教育の充実に努める。

第24条 消費者団体の自主的な活動の促進

消費者団体の自主的な活動が促進されるよう必要な措置を講じる。



第25条 意見等の反映

広く消費者の意見、要望などを把握し、消費者施策に反映させるよう努める。

第26条 苦情相談等への対応

消費者の商品等に係る苦情相談、その他消費生活に関する相談に対し助言等
市長は、事業者に対し、説明、資料の提出を求める。



第27条 訴訟の援助

消費者が事業者を相手に訴訟を行うことが困難で、同一被害者が多数ある場合で被害者から申請のあったときは、訴訟資金の貸付けその他必要な援助をする。

第28条 苫小牧市消費生活審議会

消費者施策に関する重要事項について、幅広く公正な意見を聴くために、市長の附属機関として学識経験者、消費者、事業者などで構成される審議会を設置しています



苫小牧市消費生活条例

目次

第1章	総則(第1条~第9条)
第2章	安全の確保、取引の適正化等(第10条~第21条)
第3章	自主的な消費生活の支援(第22条~第25条)
第4章	消費者被害の救済(第26条~第27条)
第5章	苫小牧市消費生活審議会(第28条)
第6章	雑則(第29条)
附則	

第1章 総則

<目的>

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに消費者等の役割を明らかにするとともに、市が実施する消費生活に関する総合的な施策(以下「消費者施策」という。)について必要な事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

<基本理念>

第2条 消費者施策の推進は、次に掲げる事項が消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費者の安全が確保されること。
- (2) 事業者が供給する商品及び役務(以下「商品等」という。)について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- (3) 消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されること。
- (4) 消費者の意見が消費者施策に反映されること。
- (5) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

<市の責務>

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、消費者施策を策定し、及び実施しなければならない。
2 市は、消費者施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全に配慮してこれを行わなければならない。

<事業者の責務>

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、消費者の権利を尊重するとともに、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮しなければならない。

2 事業者は、消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保するとともに、消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理しなければならない。

3 事業者は、消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供するとともに、事業活動を通して知り得た消費者に関する個人情報を適切に取り扱わなければならない。

4 事業者は、消費者施策に協力しなければならない。

5 事業者は、法令を遵守するとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

6 事業者は、商品等に関し環境の保全に配慮しなければならない。

<事業団体者の役割>

第5条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

<消費者の役割>

第6条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

2 消費者は、消費者施策に協力し、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

3 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めるものとする。

<消費者団体の役割>

第7条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

<市、事業者、消費者等の協力>

第8条 市、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体は、この条例の目的を達成するため、相互に協力することにより、それぞれの責務又は役割を果たすよう努めるものとする。

<他の地方公共団体等との協力>

第9条 市は、消費者施策を実施するため必要があるときは、他の地方公共団体又は関係行政機関に対し、情報の提供、調査の実施その他の協力を求めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体又は関係行政機関が実施する消費生活に関する施策について、情報の提供、調査の実施その他の協力を求められたときは、これに応じるものとする。

第2章 安全の確保、取引の適正化等

<安全を害する商品等の供給禁止等>

第10条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産の安全を害し、又は害するおそれがある商品等を供給してはならない。

2 事業者は、商品等が消費者の生命、身体又は財産の安全を害し、又は害するおそれがあることが明らかになったときは、その旨を公表するとともに、供給の中止及び回収その他消費者の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

<安全を害する商品等に係る調査、勧告等>

第11条 市長は、商品等が消費者の生命、身体又は財産の安全を害する疑いがあると認めるときは、当該商品等について必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該商品等を供給する事業者に対し、当該商品等の安全性について立証するよう求めることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果、当該商品等が消費者の生命、身体又は財産の安全を害し、又は害するおそれがあると認めるときは、法令に特別な定めがある場合を除き、当該事業者に対し、危害を防止するために必要な措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。

<危害を防止するための公表>

第12条 市長は、商品等が消費者の生命、身体又は財産の安全を著しく害し、又は害するおそれがあることが明らかになった場合でその危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、直ちに当該商品等の名称その他必要な事項を公表するものとする。

<表示の適正化等>

第13条 事業者は、商品等について、消費者に誤解を生じさせるおそれのある表示、広告又は宣伝を行ってはならない。

2 事業者は、商品等について、消費者が商品等の購入、使用又は利用に際し選択を誤ることがないように、価格、内容、品質、取扱方法、保証期間その他必要な事項を適正かつわかりやすく表示するよう努めなければならない。

<計量の適正化>

第14条 事業者は、商品等について、適正な計量を実施するよう努めなければならない。

<包装の適正化>

第15条 事業者は、その供給する商品について、過大又は過剰な包装を行わないよう努めなければならない。

<不当な取引行為の禁止>

第16条 事業者は、消費者との間で行う取引に関して、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。

(1) 販売の意図を隠して消費者に接近し、又は商品等の内容、取引条件等に関して重要な情報を故意に提供せず、若しくは誤解を招くおそれのある情報を提供することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(2) 消費者の取引に関する知識、判断力又は経験の不足に乘じ、消費者の自発的意思を待つことなく執ように説得し、若しくは消費者を心理的に不安な状態に陥らせる等して契約の締結を勧誘し、又はこれらにより消費者の十分な意思形成のないまま契約を締結させる行為

(3) 消費者に不当な不利益をもたらす内容の契約を締結させる行為

(4) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて、当該消費者又はその関係人に契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を請求し、又は履行させる行為

(5) 契約に基づく債務の完全な履行を求める消費者からの正当な請求に対し、適切な処理をせず、債務の履行を不当に拒否し、又は不当に遅延させる行為

(6) 消費者からの契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を妨げ、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効によって生じる債務の履行を不当に拒否し、又は不当に遅延させる行為

2 市長は、不当な取引行為を定めるに当たっては、あらかじめ、苫小牧市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

<不当な取引行為に係る調査、勧告等>

第17条 市長は、不当な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、当該取引行為について必要な調査を行うものとする。

2 市長は、事業者が不当な取引行為を行っているとき、法令に特別な定めがある場合を除き、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう指導し、又は勧告することができる。

<生活必需品等の選定等>

第17条 市長は、苫小牧市消費生活審議会の意見を聴いて、日常の消費生活に特に必要な商品等（以下「生活必需品等」という。）を選定し、価格の動向及び需給の状況を調査するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査の結果を、必要に応じ、消費者に提供するものとする。

<特定生活必需品等の指定等>

第19条 市長は、生活必需品等の供給が特に不足し、若しくは不足するおそれがあると認めるとき又は当該生活必需品等の価格等が著しく上昇し、若しくは上昇するおそれがあると認めるときは、当該生活必需品等を特に調査を要する生活必需品等（以下「特定生活必需品等」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により指定した特定生活必需品等について、その供給の不足又は価格の上昇の原因に関する調査その他必要な調査を行うとともに、事業者に対して必要な措置を講じるよう要請するものとする。

3 事業者は、前項の規定より要請があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

<立入調査等>

第20条 市長は、第11条第1項及び第17条第1項並びに前条第2項の規定による調査を行うために必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは関係資料の提出を求め、又は市の職員に当該事業者の事務所、営業所その他の事業所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

<公表>

第21条 市長は、事業者が第11条第2項の規定による立証の求めに応じないとき、同条第3項若しくは第17条第2項の規定による勧告に従わないとき又は前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出を拒み、正当な理由がなく同項の規定による立入調査を拒み、忌避し、若しくは妨害し、若しくは質問に対し回答をしないときは、その旨を公表することができる。虚偽の資料の提出、報告又は回答をしたときも、同様とする。

2 市長は、前条の規定により公表をしようとするときは、必要に応じ、あらかじめ公表の理由を当該事業者に通
知し、当該事業者が意見を述べる機会を与えるものとする。

第3章 自主的な消費生活の支援

<情報の収集及び提供>

第22条 市は、消費者が自主的かつ合理的な消費生活を営むために必要な情報を収集し、消費者に提供しよう努めるものとする。

<消費者教育の推進>

第23条 市は、消費者が消費生活を営む上で、必要な知識を修得し、自主的かつ合理的に行動することができるよう、学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通じて消費者教育の充実に努めるものとする。

<消費者団体の自主的な活動の促進>

第24条 市は、消費生活において、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

<意見等の反映>

第25条 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、広く消費者の意見、要望等を把握し、消費者施策に反映させるよう努めなければならない。

第4章 消費者被害の救済

<苦情相談等への対応>

第26条 市長は、消費者から商品等に係る苦情相談その他消費生活に関する相談（次項において「苦情相談等」という。）を受けたときは、必要に応じ、その内容について調査し、助言、回答その他適切な処理をしなければならない。

2 市長は、苦情相談等を処理するため必要があると認めるときは、当該苦情相談等に係る事業者その他の関係人に
対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

<訴訟の援助>

第27条 市長は、商品等によって被害を受けた消費者（以下「被害者」という。）が事業者を相手として行う訴訟（以下「消費者訴訟」という。）を自ら提起することが困難であり、かつ、同一被害者が多数ある場合で消費者訴訟を提起することを決定した被害者から申請があったときは、苦小牧市消費生活審議会の意見を聴いて、当該訴訟に要する費用の貸付けその他必要な援助をすることができる。

2 前項の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者が当該消費者訴訟の結果、訴訟に要した費用を得ることができなかったときその他市長が償還させることが適当でないと認めるときは、その貸付け金の全部又は一部の償還を免除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、費用の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 苦小牧市消費生活審議会

<苦小牧市消費生活審議会>

第28条 市民の消費生活の安定及び向上を図るため、市長の附属機関として、苦小牧市消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、消費者施策の推進に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べる
ことができる。

4 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

5 委員は、事業者を代表する者、消費者を代表する者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

<委任>

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第16条第2項及び第28条の規定は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の苦小牧市消費生活安定条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第1項の規定により選定されている生活必需物資は、この条例による改正後の苦小牧市消費生活条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第1項の規定により選定された生活必需品等とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第20条第1項の規定により置かれている苦小牧市消費生活安定審議会は、改正後の条例第28条第1項の規定により置かれた苦小牧市消費生活審議会とみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第20条第3項の規定により市長から委嘱されている苦小牧市消費生活安定審議会委員は、改正後の条例第28条第5項の規定により市長から委嘱された苦小牧市消費生活審議会委員とみなす。この場合において、委員の任期については、その者が改正前の条例第20条第3項の規定により委嘱された日から起算する。

（苦小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

5 苦小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。第1条第3号中「消費生活安定審議会」を「消費生活審議会」に改める。

「苦小牧市消費生活条例」に関するお問い合わせ

市民部地域生活課消費生活係まで

☎0144-32-6304

消費生活に関するご相談

苦小牧市消費者センターまで

商品・サービスの契約に関するトラブルや不当な取引などの被害についてご相談ください

☎0144-33-6510

受付日：月～金（祝日、年末年始12月31日～1月5日を除く）

受付時間：午前9時から午後5時まで

夜間相談

受付日：毎月第2・第4金曜日（その日が、祝祭日、年末年始にあたる場合を除く）

受付時間：午後8時00分まで

相談方法：来所または電話